

国官会第22443号
令和8年3月26日

財 務 大 臣 殿

国 土 交 通 大 臣
金 子 恭 之

公共工事の代価の中間前金払について

令和8年度における一般会計及び特別会計歳出予算（前年度から繰り越した経費を含む。）に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号。以下「臨時特例」という。）第2条第3号に規定する公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社により中間前払金の保証がされた同条第1項に規定する公共工事の代価の中間前金払の範囲及び割合については、別紙に掲げるところにより実施したく、臨時特例第4条の規定により、協議する。

(別紙)

範 囲	割 合	支 払 の 条 件
1 件の請負代価が 1, 0 0 0 万円以上で、かつ、工期が 1 5 0 日以上土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。以下同じ。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。） 、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費。	請負代価の 1 0 分の 2 以内。	（1）工期の 2 分の 1 を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われていること。 （2）工事の進捗額が当該契約額の 2 分の 1 以上であること。